

小海町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に係る経済的負担を軽減することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越し費用の一部を補助するものとし、その補助について、補助金等交付規則（昭和53年小海町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 国が「地域少子化対策重点推進事業実施要領」に定める期間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。

(2) 継続補助世帯 前号に該当する新婚世帯として前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、第4条第1項に定められた補助上限額に交付を受けた額が達しなかった世帯または、第5条第5項に定められた継続補助の認定を受けた世帯。

(3) 住居費 対象期間に婚姻を機に小海町内で新たに住宅を取得するための費用（契約書を交わさない売買、贈与又は相続によるものを除く。）、住宅のリフォーム費用、又は物件を賃借する際に要した費用のうち、物件の賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料（公的制度による家賃補助を受けている場合にあつてはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては住宅手当分に相当する額を除く。）をいう。

(4) 引越し費用 対象期間に婚姻を機に小海町内に引越しをする際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯または継続補助世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 交付申請の時点において、夫婦の双方又は一方が町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録をしていること。

(2) 交付申請の時点において、夫婦いずれの者も町税等の徴収金に滞納がないこと。

(3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費と引越し費用を合算した額を対象とし、1世帯あたり30万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までを補助期間とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小海町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の双方の直近の所得証明書及び納税証明書又は非課税証明書
- (3) 夫婦の双方又は一方の小海町の住所が記載されている住民票の写し
- (4) 住宅売買契約書の写し（住居費の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (5) 住宅工事請負契約書及び領収書の写し（住居費（物件のリフォームに係る費用に限る。）の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (6) 物件賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費（物件の賃借に係る費用に限る。）の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費（物件の賃借に係る費用に限る。）の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (8) 引越しに係る費用の領収書の写し（引越し費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (9) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金の返済がある場合に限る。）
- (10) 要綱第3条第1項第4号に規定する講座を受講したことが確認できる書類

(11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、小海町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による交付申請は、実施計画書で定める実施期間に行わなければならない。

4 次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者であって、前項に定める対象期間内に交付申請を行うことが困難なものは、小海町結婚新生活支援事業補助金継続補助資格認定申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 夫婦の双方の直近の所得証明書及び納税証明書又は非課税証明書

(3) 夫婦の双方又は一方の小海町の住所が記載されている住民票の写し

5 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、小海町結婚新生活支援事業補助金継続補助認定通知書(様式第5号)により継続補助申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項の規定により決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに小海町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書(様式第6号。以下「変更申請書」という。)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、小海町結婚新生活支援事業補助金変更交付承認通知書(様式第7号。以下「変更承認通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 交付決定者は、第5条第2項又は前条第2項の通知を受けた場合は、速やかに小海町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第8号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。